

令和7年3月4日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 辻本 悟
電 話	06-6489-6177

欠勤及び不正な出張申請、短期の介護休暇の不正取得を行った  
職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

保健局 一般職員（50歳代・男性）

2 処分内容

停職6月

（地方公務員法第29条第1項）

3 処分日

令和7年3月4日

4 処分の概要

被処分者は、令和5年5月から令和6年6月までの数日において、訪問（外出）と偽って自宅に帰っていることがわかった。このほか、短期の介護休暇の取得について、平成29年7月より不適な申請を行い、これまでに合計31日間に及ぶ不正な休暇取得をしていたことが判明した。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

5 その他

被処分者に対し、上記に係る過払分給与等について返還を求めていくもの。

以 上